

障害者多数雇用企業からの物品等及び役務の調達に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県の物品等（物品及び印刷をいう。以下同じ。）及び役務（建設工事関係を除く。以下同じ。）の調達に当たり、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者の雇用に努める県内の中小企業者、事業協同組合等を積極的に活用することにより、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、県が発注する物品等及び役務の調達について、愛知県財務規則の規定の下で適用するものとする。

2 この要綱に基づき県が発注する物品等及び役務の調達の対象とする営業種目は、別表に掲げるとおりとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は同条第6号のうち、同法施行規則第1条の4第1号に規定する精神障害者をいう。

(2) 障害者多数雇用企業

次のいずれにも該当する者であって、この要綱の定めるところにより登録（以下「登録」という。）を受けたものをいう。

ア 県内に本店を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者）又は県内の事業協同組合等（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の8各号に規定する組合）であって「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達に関する要綱」における障害福祉サービス事業所等ではないもの、優先調達登録対象事業者としての登録を受けていないもの及び共同受注窓口の認定を受けていないもの。

イ 法第43条（除外率に係る部分を除く。）の規定の例により算定したその雇用する労働者の数に対する障害者である労働者の数の割合が100分の4.6以上であること。

(3) 契約担当者

愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第2条第6号に規定する者をいう。

(障害者多数雇用企業の申請)

第4条 前条第2号に規定する障害者多数雇用企業としての登録を受けようとする者は、知事に申請を行うものとする。

なお、登録の要件を欠くにいたった場合又は申請した内容に変更が生じた場合はその内容を届け出るものとする。

(障害者多数雇用企業の登録)

第5条 知事は、前条の規定に基づき申請があったときは、その内容の審査を行い、適格と認めるときは、登録を行うとともに、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 当該登録の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、登録日が4月1日以降の場合は登録日より翌年の3月31日までとする。

(登録の取消し)

第6条 知事は、障害者多数雇用企業の登録を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条第2号の規定に該当しなくなったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
- (3) その他前号に類する事情により、障害者多数雇用企業として登録しておくことが適当でないと認められたとき

(名簿の公表)

第7条 知事は、登録した障害者多数雇用企業について、障害者多数雇用企業名簿を作成し、公表するものとする。

(随意契約による優先的取扱い)

第8条 契約担当者は、物品等及び役務の調達にかかる随意契約を行う場合には、当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に該当する場合に限り、2者以上の障害者多数雇用企業から優先的に見積書を徴することに努めるものとする。ただし、2者以上の障害者多数雇用企業から見積書を徴することが困難なときは、障害者多数雇用企業以外のものを加えることができる。

(指名競争入札における優先的取扱い)

第9条 契約担当者は、物品等及び役務の調達にかかる指名競争入札を行う場合には、障害者多数雇用企業を優先的に指名することに努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成16年3月15日から施行する。
- 2 この要綱は、平成16年4月1日以降に締結する契約について適用する。
- 3 「障害者多数雇用企業等からの物品等調達実施要綱」は、平成16年3月31日をもって廃止する。
- 4 前項の要綱により登録された障害者多数雇用企業等については、本要綱により登録されたものとみなす。

(附則)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。
ただし、第3条第1号及び第2号イの改正後の条文は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 前要綱により登録された障害者多数雇用企業等については、本要綱により登録されたものとみなす。

(附則)

- 1 この要綱は、平成20年2月21日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、平成20年4月1日以降に締結する契約について適用する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成26年1月10日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、平成26年4月1日以降に締結する契約について適用する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成28年3月17日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和4年1月11日から施行し、第5条に定める登録の有効期間が令和4年4月1日以降となる場合に適用する。

別表（第2条）

1 物品等関係

営業種目（中分類）			
101	コピー	117	自動車・自転車
102	荒物・雑貨	120	警察用品・消防防災用品
104	医療・理化学・計測機器	121	食料品
105	一般印刷	122	スポーツ用品
106	軽印刷	124	繊維製品
107	フォーム印刷	125	寝具・室内装飾・家具
109	地図	127	厨房機器
111	映像・音楽用品	129	電気製品
112	紙・紙製品	130	通信機器
113	看板・旗・標識・徽章	131	電算機器
114	機械・器具	132	文房具・事務用機器
115	ゴム印・印章		

2 役務関係

営業種目（中分類）			
301	建物等各種施設管理	308	コンピュータサービス
302	運搬・保管等	310	クリーニング
303	映画等製作・広告・催事	311	リース・レンタル
307	調査委託	316	その他の業務委託等

（注）表中の分類は、平成19年12月4日付け愛知県告示第710号で定める営業種目である。